

第12次滋賀県交通安全計画（素案）の概要

第12次計画の基本理念

～交通事故のない
安全・安心な滋賀を目指して～
人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない安全・安心な滋賀を目指す。

第12次滋賀県交通安全計画について

- 位置づけ 交通安全対策基本法第25条に規定する「県交通安全計画」
- 期間 令和8年度から令和12年度までの5年間
- 課題
 - 高齢者の死亡事故^多 → 過去5年で52.5%（全国：56.2%）
 - 歩行中・自転車乗用中の死亡事故^多 → 過去5年で45.5%（全国：48.7%）
 - 交差点での事故^多 → 過去5年で54.9%（全国：57.4%）
 - 自動車乗車中死者のシートベルト着用率が^低 → 過去5年で50.7%（全国：56.2%）

下線部：前計画からの主な変更箇所
網掛け部：滋賀県独自の施策

基本的な考え方

目 標

対策を進める重点

陸上交通に関する主な安全施策

道路交通

道路交通事故のない滋賀を目指して

従来の交通安全対策を基本としつつ、社会経済情勢や交通情勢の変化等に対応し、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実させ、より効果的な対策への改善を図る。また、次世代を担う子どものかげがえのない命を守るとともに、今後も続くことが予想されている少子高齢化の進展に適切に対処するため、時代のニーズに応える交通安全の取組を一層推進する。

- 年間の24時間死者数を「30人以下」にすることを目標とする。
- 交通事故重傷者数を「270人以下」にすることを目標とする。

- 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- 子どもの安全確保のための環境整備
- 歩行者の安全確保のための意識変容
- 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- 外国人の交通安全対策の推進
- 特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保
- 先進技術の活用推進
- 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- 地域が一体となった交通安全対策の推進

- 1 道路交通環境の整備**
 - ・人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・交通安全施設等整備の推進（新たに接続する交差点の安全対策）
 - ・高齢者等の移手段の確保・充実
 - ・自転車利用環境の総合的整備（エコ交通・ビワイチ）
- 2 交通安全思想の普及徹底**
 - ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進（高齢者「三方よし」運動）
 - ・交通安全に関する普及啓発活動の推進（横断歩道利用者ファースト運動）
 - ・自転車の安全利用の推進（ビワイチ、ヘルメット着用促進等）
- 3 安全運転の確保**
- 4 車両の安全性の確保**
- 5 道路交通秩序の維持**
 - ・交通の指導取締りの強化
- 6 救助・救急活動の充実**
- 7 被害者支援の充実と推進**
 - ・交通事故被害者支援の充実強化
 - ・自転車損害賠償保険等への加入義務の徹底
- 8 研究開発および調査研究の充実**

鉄道交通

鉄道交通事故のない滋賀を目指して

県民が安心して利用できる、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進する。

- 列車の運転による乗客の死者数ゼロを目指す。
- 鉄道運転事故全体の死者数減少を目指す。

- 重大な列車事故の未然防止
- 利用者等の関係する事故の防止

- 1 鉄道交通環境の整備**
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及**
- 3 鉄道の安全な運行の確保**
- 4 鉄道車両の安全性の確保**
- 5 救助・救急活動の充実**
- 6 被害者支援の推進**

踏切道における交通

踏切事故のない滋賀を目指して

踏切事故は、長期的には減少傾向にあるが、改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止対策を推進する。

- 踏切事故の発生を極力防止することを目標とする。

- それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進**
- 2 踏切道の統廃合の促進**
- 3 踏切保安設備の整備および交通規制の実施**
- 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置**